

大分地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 相続税延滞税賦課取消処分等取消請求事件
国側当事者・国(中津税務署長)
平成25年3月28日却下・控訴

判	決
原告	甲
被告	国
代表者法務大臣	谷垣 禎一
処分行政庁	中津税務署長 竹本 龍一
指定代理人	石橋 弘行
同	大野 準一
同	江本 満昭
同	林 俊生
同	石川 尚登
同	亀井 勝則
同	芦刈 浩二
同	伊藤 彰

主 文

- 1 本件訴えをいずれも却下する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 中津税務署長が平成23年2月14日付けでした原告の相続税の過少申告加算税2万8000円の賦課決定を取り消す。
- 2 中津税務署長が平成23年2月14日付けでした原告の相続税の更正処分により納付する税額に係る延滞税1万4900円の賦課決定を取り消す。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、原告が、被告に対し、平成23年2月14日付けで中津税務署長がした相続税の更正処分に伴う同日付けの過少申告加算税の賦課決定処分、及び上記更正処分に伴い納付すべき税額に対応して発生する延滞税の取消しを求めた事案である(原告が請求(前記第1、2)において、延滞税の「賦課決定を取り消す」ことを求めているのは、延滞税に処分性が認められることを前提とするものである。)

2 前提となる事実

(以下、国税通則法を「通則法」という。)

(1) 原告

原告は、平成23年2月14日当時から現在まで、妻である乙（以下「乙」という。）と、本判決当事者欄肩書き住所地の原告方において同居していた（当事者間に争いが無い）。

(2) 事実関係

ア 相続の発生

平成19年5月3日、原告は、被相続人の死亡により、被相続人の財産を相続した（甲3、乙4）。

原告は、上記相続財産約6100万円のうち、3700万円について相続財産として申告した（当事者間に争いが無い）。

イ 平成23年2月14日以前の経緯

(ア) 中津税務署職員であった丙（以下「丙」という。）は、原告に対する相続税についての調査結果の説明と修正申告の懇諭をするため、平成22年11月22日、原告方へ2回電話をかけたが、誰も応答せず、2回目の電話の際に、丙への連絡を依頼する旨の伝言を留守番電話に入れ、その後一週間ほど経たず、原告からの連絡はなかった（乙5）。

(イ) 平成22年11月29日、丙は、原告方を訪れたが、不在であったため、同年12月2日午後2時頃に再度うかがう旨記載した「お知らせ」と題する文書（乙5・別添2の1）を原告方玄関の引き戸に差し挟んだ（乙5・別添2の2）。

(ウ) 平成22年12月2日、丙は、改めて原告方を訪れたが、不在であったため、同年12月7日午後2時頃に再度うかがう旨記載した「お知らせ」と題する文書（乙5・別添3の1）を原告方玄関の引き戸に差し挟んだ（乙5・別添3の2）。

(エ) 平成22年12月7日、丙は、改めて原告方を訪れたが、不在であったため、同月14日までに連絡してもらいたい旨の依頼と期限までに連絡がない場合には調査に基づき更正処分をする旨記載した「お知らせ」と題する文書（乙5・別添4の1）を原告方玄関の引き戸に差し挟んだ（乙5・別添4の2）。

(オ) 平成23年1月21日、原告に対する同日付けの相続税の更正処分及びこれに伴う過少申告加算税の賦課決定処分の通知書を原告方に簡易書留郵便で発送した（乙5・別添5）が、同月31日に受取人不在のために返送された（乙5・別添1の「文書記号及び文書番号」3及び別添6）。

ウ 平成23年2月14日の経緯

(ア) 平成23年2月14日、中津税務署長は、原告に対し、同日付けの平成19年5月3日相続開始に係る相続税の更正処分（本税税額28万8000円。以下「本件相続税更正処分」という。）、及びこれに伴う平成23年2月14日付けの過少申告加算税の賦課決定処分（税額2万8000円。以下、これを「本件処分」といい、本件相続税更正処分と併せて「本件処分等」という。）をした（乙1）。

(イ) なお、本件相続税更正処分に伴い納付すべき税額に対応して延滞税が発生する（以下「本件延滞税」という。）。

(ウ) 平成23年2月14日、丙は、外1名の中津税務署職員とともに原告方を訪れ、本件処分等に係る通知書（以下「本件通知書」という。）を乙に交付し、乙は、送達記録書（乙3）の「受取人署名（記名）押印」欄に自らの氏名を署名し、押印した（当事者間に争いが無い）。

エ 平成23年4月25日、中津税務署は、原告に対し、本件処分等に係る督促状（甲2）を

送付し、原告はこれを受領した（当事者間に争いが無い）。

オ 平成23年6月1日、原告は、中津税務署長に対して、①本件処分及び②本件延滞税について、異議申立てを行った（乙2。以下「本件異議申立て」という。）。

カ 平成23年7月5日、中津税務署長は、本件処分、及び本件延滞税ないしその通知を本件異議申立ての対象として扱い、これを却下する決定をした。上記決定は、①本件処分については、平成23年2月14日に本件通知書が乙に交付されており、本件処分に対する不服申立期間（「処分があつたことを知った日（処分に係る通知を受けた場合には、その受けた日）」の翌日から起算して2か月（通則法77条1項））を経過していること、②本件延滞税ないしその通知については、法律の規定によって当然に発生した法律効果を通知するにすぎないもので、不服申立ての対象となる処分が存在しないことなどを理由として、本件異議申立ては不適法であるとした。

（甲3）

キ 平成23年8月1日、原告は、国税不服審判所長に対し、前記カの却下決定について、審査請求をした（以下「本件審査請求」という。）（当事者間に争いが無い）。

ク 平成23年10月12日、国税不服審判所長は、本件審査請求を却下する裁決をした。その理由は、大要、前記カの理由と同旨であった。

（乙4）

ケ 平成24年2月10日、原告は、当裁判所に対して、本件訴えを提起した（顕著な事実）。

3 主な争点

- (1) 本件処分について、訴訟要件（不服申立前置）を充足するか
- (2) 本件延滞税について、処分性が認められるか
- (3) 本件処分及び本件延滞税の違法性

4 争点に関する当事者の主張

- (1) 争点(1)（本件処分について、訴訟要件（不服申立前置）を充足するか）

ア 原告の主張

(ア) 通則法12条5項1号は、国税に関する法律に基づく処分の名宛人が不在のときは、「書類の受領について相当のわきまのあるもの」に対して交付送達をするとされており、被告は、この交付送達が有効になされたと主張する。

(イ) しかしながら、乙は、交付送達がなされたとされる平成23年2月14日当時、脳障害（高血圧脳症）を患っており、記憶を持続することができない状態にあつたのであるから、乙を「相当のわきまのあるもの」とすることはできず、乙に対する交付によってなされた交付送達は、無効である。

(ウ) したがって、原告は、平成23年4月26日に督促状（甲2）を受領した時に、初めて本件処分がなされたことを知ったのであって、同日より2か月以内にした本件異議申立ては通則法が規定する不服申立期間内にされた適法なものである。また、その後の本件審査請求も適法であるから、本件訴えが不服申立ての前置を欠くところはない。

イ 被告の主張

(ア) 国税に関する法律に基づく処分の取消訴訟について、通則法は、異議申立て及び審査請求の二段階の不服申立ての前置を規定している（通則法115条1項本文、同法75条3項）。

(イ) 通則法 77 条 1 項により、異議申立ての不服申立期間は、処分があったことを知った日の翌日から起算して 2 か月以内（なお、通則法 77 条 2 項により、審査請求の不服申立期間は、異議決定書の謄本が送達されてから 1 か月以内）である。

(ウ) 平成 23 年 2 月 14 日に乙に対する交付によってなされた交付送達は、通則法 12 条 5 項 1 号に照らし、有効である。すなわち、乙は、送達記録書（乙 3）に自らの氏名を署名し、押印しており、「書類の受領について相当のわきまのあるもの」であったといえることができる。また、これにより、本件通知書は、原告の勢力範囲内に入り、原告が了知可能な状態に置かれ、到達したものと解される。

そして、同日の翌日である同月 15 日から起算して 2 か月後である同年 4 月 14 日の経過により、不服申立期間（通則法 77 条 1 項）が経過したから、その後の同年 6 月 1 日に原告がした本件異議申立ては、不服申立期間を徒過した不適法なものであり、これを却下した決定（前記第 2、2(2)カ）は、相当である。また、原告は、本件異議申立てに対する却下決定に不服があるとして本件審査請求を行ったが、これも不適法であり、これを却下した裁決（前記第 2、2(2)ク）は、相当である。

(エ) したがって、本件訴えは、適法な不服申立ての前置を欠いてなされたものであるから、訴訟要件を欠き、不適法である。

(2) 争点(2)（本件延滞税について、処分性が認められるか）

ア 原告の主張

本件延滞税については、処分性が認められる。

イ 被告の主張

(ア) 相続税更正処分に係る延滞税は、納付義務の成立と同時に特別の手續を要せずして納付すべき税額が確定する（通則法 15 条 3 項 6 号）。すなわち、延滞税の納付義務は、納付すべき税額をその法定納期限までに完納しないときに、通則法 60 条に基づいて何ら特別の手續を要することなく法律上当然に発生するものである。そして、延滞税納付の通知は「觀念の通知」にすぎず、公権力の行使に当たらない（最高裁平成●年（○○）第●●号平成 6 年 9 月 13 日第三小法廷判決・税務訴訟資料 205 号 405 頁参照）。

したがって、本件延滞税については、処分性は認められない。

(イ) よって、本件延滞税の取消しを求める本件訴えは、不適法である。

(3) 争点(3)（本件処分及び本件延滞税の違法性）

ア 被告の主張

本件処分及び本件延滞税は適法である。

イ 原告の主張

原告は、相続財産の確認方法について、中津税務署において相談し、説明を求めていたにもかかわらず、中津税務署長は回答しなかった。その後、原告が 3700 万円の相続財産を申告した際にも、中津税務署長はこれを黙認し、また、説明責任を果たさなかった。

本件延滞税の賦課は、税務調査に約 3 年を要したこと及び違法な交付送達により原告に本件通知書が届かなかったことにより発生したものである。

したがって、本件処分及び本件延滞税は、違法である。

第 3 当裁判所の判断

1 事実認定

前提となる事実（前記第2、2）、後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(1) 平成23年2月14日の経緯

ア 平成23年2月14日午後1時5分頃、丙及び中津税務署職員である丁（以下、併せて「丙ら」という。）は、本件通知書を原告に交付送達することを目的として、原告方を訪れた。このとき、乙がインターホン越しに対応し、丙らに対し、原告が不在であること、また、今は都合が悪いため午後2時頃に出直して欲しい旨を告げた。そのため、丙らは、一度、原告方を離れた。

（乙5、証人丙〔35項ないし41項〕）

イ 丙らは、同日午後2時頃、改めて原告方を訪れた。丙らは、原告方の戸口に出てきた乙に対して、身分証明書を提示し、氏名を名乗り、本件通知書を交付した。その際に、乙は、送達記録書（乙3）の「受取人署名（記名）押印」欄に自らの氏名を署名し、押印した。（前記第2、2(2)ウ(イ)、乙5、証人丙〔42項ないし47項〕）

(2) 平成23年12月17日、乙は、同月15日に受診したA病院において、高血圧脳症の診断名のもと、1か月間の自宅安静を要すると診断された（甲1）。

(3) 平成24年3月2日、乙は、本件訴訟の期日呼出状を受領し、郵便送達報告書の「受領者の押印又は署名」欄に署名した。

原告は、平成24年4月12日、本件訴訟の第1回口頭弁論期日に、上記期日呼出状記載の呼出場所である当裁判所に出頭した。

（顕著な事実）

2 争点(1)（本件処分について、訴訟要件（不服申立前置）を充足するか）について

(1) 総論

国税に関する法律に基づく処分の取消訴訟について、通則法は、異議申立て及び審査請求の二段階の不服申立ての前置を規定している（同法115条1項本文、同法75条3項）。

本件では、異議申立てが却下されているところ、適法な不服申立てが誤って却下された場合は、不服申立前置の要件を満たしているものと解されるから、本件では、適法な異議申立てがなされたかが問題となる。

(2) 本件通知書の交付送達の有効性

ア 通則法12条5項1号は、送達すべき場所において書類の送達を受けるべき者に会わない場合に、「その使用人その他の従業者又は同居の者で書類の受領について相当のわきまのあるものに書類を交付すること」によって国税に関する法律の規定に基づいて税務署長その他の行政機関の長又はその職員が発する書類の交付送達（同条1項）とすることができる」と規定する。

ここにいう「書類の受領について相当のわきまのある」とは、送達の趣旨を理解して、交付を受けた書類を受送達者に交付することを一般的に期待することができる程度の能力を有することをいうものと解するのが相当である。

イ 原告は、平成23年2月14日当時、乙が高血圧脳症を患っており、「書類の受領について相当のわきまのある」者には当たらない旨主張する（前記第2、4(1)ア）。

しかし、丙らは、平成23年2月14日午後1時5分頃に原告方を訪れた際、乙の対応を受け、乙から午後2時頃に来て欲しい旨要望され、これに従って改めて午後2時頃に原告方

を訪れたところ、乙が上記要望のとおり在宅して対応した。そして、乙は、送達記録書（乙3）の「受取人署名（記名）押印」欄に自らの氏名を署名し、押印したものであり、受け答えははっきりしており、丙らは、乙について不自然な様子を何ら感じることなく（証人丙〔50項、51項〕）、本件通知書を交付した。

また、平成23年12月17日付けの乙の診断書（甲1）には、1か月間の自宅安静を要する旨記載されているが、記憶を持続することができないような状態にあることは記載されていない。さらに、原告本人尋問の結果によれば、乙は、平成23年2月14日の時点では、頼んだ買い物を忘れるというような物忘れが生じていたが、医療機関を受診する程の状態ではなく、同年9月頃、原告が異常を感じて医療機関を受診を勧めたが、実際に医療機関を受診したのは同年12月であったことが認められ、同年2月14日の時点では、同年12月よりも乙の状態が良かったことが推認される。

これらの事情に照らせば、平成23年2月14日の時点では、乙は、物忘れをすることがあったとしても、送達の趣旨を理解し、交付を受けた書類を受送達者に交付することを一般的に期待することができる程度の能力を有していたものと認められ、乙は、「書類の受領について相当のわきまえ」のある者に該当したものと認められる。

ウ そうすると、前記第2、2(2)イのように原告の不在が続き、原告に対する交付送達が困難であった状況のもと、丙らは、原告と同居し、「書類の受領について相当のわきまえ」があった乙に対して本件通知書を交付したものであり、本件通知書の交付送達は、原告に対する交付送達として有効であったというべきである。

(3) 不服申立期間の経過

ア 前記(2)のとおり、本件通知書の交付送達は、原告に対する交付送達として有効であり、本件通知書は、平成23年2月14日に、原告の支配領域内に入り、原告がその内容を了知し得る客観的状态に置かれたものと認められる。実際上も、原告は、乙が受領した原告宛の書類や荷物等の存在を知ることができたものと窺われる（前記1(3)参照）。そうすると、原告は、平成23年2月14日、本件処分に係る通知を受けたものと認められる（通則法77条1項括弧書）。

イ したがって、本件処分に対する不服申立期間の起算日は、平成23年2月14日の翌日である同月15日であり、同日の2か月後である同年4月14日の経過をもって、不服申立期間は経過した。

(4) 小括

そうすると、原告の本件異議申立ては、不服申立期間を経過した後になされたものであって、不適法である。そして、本件異議申立てを却下した決定に違法はない。

したがって、本件処分についてなされた本件訴えは、適法な不服申立ての前置を欠いており、訴訟要件を欠き、不適法である。

3 争点(2)（本件延滞税について、処分性が認められるか）について

(1)ア 原告は、本件延滞税に処分性が認められることを前提として、本件訴えを提起する。しかし、以下のとおり、本件延滞税に処分性を認めることはできない。

イ 延滞税の発生は、通則法上、納税義務の成立と同時に特別の手續を要しないで納付すべき税額が確定すると定められている（通則法15条3項6号）。したがって、更正処分に伴い納付すべき税額に対応して発生する延滞税の納付義務は、納付すべき税額をその法定

納期限までに完納しないときに、通則法60条に基づいて何ら特別の手續を要することなく法律上当然に発生するものと解すべきである。

そして、このように解したとしても、本税である更正処分に違法がある場合には当該更正処分を取り消すことができ、これに付随して発生する延滞税も当然に根拠を失い、納付された延滞税も返還されると解されるから、更正処分の取消訴訟によってその違法性を争うことにより、延滞税に係る不都合を回復することが可能である。

これら通則法の規定等に照らせば、更正処分に伴い納付すべき税額に対応して発生する延滞税に処分性を認めることはできず、本件延滞税にも処分性は認められない。

(2) したがって、処分性が認められない本件延滞税についてなされた本件訴えは、訴訟要件を欠き、不適法である。

4 本件訴えの適否

以上のように、原告の本件訴えは、本件処分については適法な不服申立ての前置を欠き、また、本件延滞税については処分性が認められないから、いずれも訴訟要件を欠く不適法なものであって、その余の争点(争点(3) 本件処分及び本件延滞税の違法性)について判断するまでもなく、却下すべきである。

5 結論

よって、原告の本件訴えは、いずれも不適法であるから、これを却下することとし、主文のとおり判決する。

大分地方裁判所民事第1部

裁判長裁判官 中平 健

裁判官 一藤 哲志

裁判官 石本 慧